

中小企業向け県融資制度

融資限度額

8,000
万円

外部の専門家の支援を受けて
経営改善を希望する方

経営力強化資金

をご利用ください！



県の
利子補給率
0.47%

融資利率 (事業者負担利率)

1.6%
(固定金利)

基準金利（金融機関） 2.07%
利子補給率（県） 0.47%
融資利率（事業者負担） 1.60%

融資期間 (据置期間)

最長 **10** 年以内

運転資金 5 年以内（1 年以内）
設備資金 7 年以内（1 年以内）
借換資金 10 年以内（1 年以内）

保証料率

経営力強化保証
0.45%～1.75%

SN保証5号
0.68%

申込窓口
問合せ先

県内各取扱金融機関

静岡県経済産業部商工金融課 TEL：054-221-2525



「経営力強化資金」の概要

(令和7年4月1日現在)

区分	内容
融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者、組合 (国の「経営力強化保証制度」に対応した資金)
資金用途	事業計画の実施に必要な資金 (協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む。) ※SN5号保証を付す場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る 借入金を借り換える場合に限り、借り換え時に新たな資金(運転資金及び設備資金) を追加する場合も対象とする。
融資限度額	8,000万円
融資利率	基準金利(金融機関) : 年2.07% 利子補給率(県) : 年0.47% 融資利率(事業者負担) : 年1.60%
保証料率	年0.45%~1.75% (経営力強化保証を利用する場合) 年0.68% (SN保証5号の認定を受けている場合)
融資期間(据置期間)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 借換資金 10年以内(1年以内)
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人	県信用保証協会の取扱いによる
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1071422.html

・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、御希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
・県内各取扱金融機関
・静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)

